解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十九日

三重県伊勢市西豊浜町六五六番地の八

株式会社井阪商店

代表清算人　坂本　順一

解散公告

当社は、平成二十四年五月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十九日

三重県鈴鹿市国府町字石丸七六五一番地の二三

有限会社ハセガワ

清算人　長谷川安伸

解散公告

当社は、平成二十四年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十九日

大阪府四條畷市北出町一七番七号

有限会社柳本商事

清算人　柳本　芳雄

解散公告

当社は、平成二十三年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十九日

大阪市淀川区西中島四丁目一〇番四号

株式会社ユークリエイティブ

代表清算人　小畑　裕一

解散公告

当社は、平成二十四年五月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十九日

神戸市須磨区妙法寺町字谷田一一六七番地の三

西川鉄建株式会社

代表清算人　西川　弘子

解散公告

当法人は、平成二十四年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十九日

和歌山県岩出市野上野五二九番地の二

ＮＰＯ法人ひだまり

清算人　阪本　弘子

解散公告

当社は、平成二十四年四月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十九日

島根県浜田市長沢町二二八番地

有限会社コメットさん

清算人　森田　陽子

解散公告

当法人は、平成二十四年四月二十四日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十九日

佐賀県伊万里市大坪町辻の前丙一二一五―一

特定非営利活動法人いまり草の根会

清算人　山口　信子

解散公告

当社は、平成二十四年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十九日

熊本県宇城市三角町三角浦一一六〇番地の八五

有限会社藤海運

清算人　段下　勝彦

解散公告

当社は、平成二十四年五月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十九日

大分県佐伯市中村南町九番一〇号

株式会社佐伯建設会館

代表清算人　佐藤　元

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十九日

山形県天童市大字田麦野一三二一番地

財団法人天童市牧野公社

清算人　鈴木　周宏

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為第二十五条の規定による存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十九日

神奈川県厚木市妻田西二丁目二〇番五号

財団法人県央いずみ会

代表清算人　山口　巖雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存立時期の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十九日

愛知県豊田市旭八幡町根山六八番地一

財団法人豊田市旭高原自然活用村協会

代表清算人　田澤　眞

解散公告（第一回）

神野中部土地改良区は、平成二十四年二月二十日兵庫県知事の認可により解散したので、神野中部土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さるよう、土地改良法第六十九条の二第一項及び第四項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十九日

兵庫県加古川市神野町神野六九〇―一

清算法人神野中部土地改良区

清算人代表　坂田　弘逸

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月十四日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十九日

広島県安芸郡熊野町城之堀九丁目二番一六号

認可地縁団体緑翠苑団地会

代表清算人　赤野　信昭

解散公告（第一回）

当法人は、浄土真宗の代表役員の承認及び大分県知事の認証を受けて、平成二十四年四月二十五日付けで解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十九日

大分県佐伯市宇目大字小野市二二〇六番地の一

宗教法人西念寺

代表清算人　山田　治郎